

令和3年度 生涯学習・社会教育関係調査 実施要項

1 調査目的

市町村の実態を把握し、生涯学習・社会教育行政に関する基礎資料を作成するために実施する。
なお、調査結果は、個人に関わる情報等を除き「生涯学習・社会教育行政便覧」等で公開する。

2 調査事項

様式1		(家庭 教育 に 関 す る 事 項)	・・・1枚
様式2		(P T A 地 域 活 動 事 業 に 関 す る 事 項)	・・・1枚
様式3		(女 性 団 体 の 状 況 に 関 す る 事 項)	・・・1枚
様式4		(公 民 館 活 動 状 況 に 関 す る 事 項)	・・・1枚
様式5	(5 - 1 ~ 5 - 2)	(図 書 館 活 動 状 況 に 関 す る 事 項)	・・・2枚
様式6		(博 物 館 活 動 状 況 に 関 す る 事 項)	・・・1枚
様式7	(7 - 1 ~ 7 - 4)	(生 涯 学 習 へ の 取 組 状 況 に 関 す る 事 項)	・・・4枚

3 調査対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業等（特に指定の有る場合を除く）

4 調査票の提出

電子データを下記担当あて提出する。（過去の調査票は絶対に使用しないでください。）

※紙媒体の提出は必要なし。

- (1) ファイル名「令和3年度〇〇市（町・村）関係調査」
- (2) 提出先 岡山県教育庁生涯学習課 toshitaka_sano@pref.okayama.lg.jp （佐野あて）

5 調査票記入上の留意点

- (1) 各様式には、記入者の部課名・職名・氏名及び市町村番号を記入する。様式1に入力した部課名等が、様式2以降にコピーされるようになっているので、調査票によって作成者が違う場合は直接入力すること。

【市町村番号】

1	岡山市	9	新見市	17	早島町	25	久米南町
2	倉敷市	10	備前市	18	里庄町	26	美咲町
3	津山市	11	瀬戸内市	19	矢掛町	27	吉備中央町
4	玉野市	12	赤磐市	20	新庄村		
5	笠岡市	13	真庭市	21	鏡野町		
6	井原市	14	美作市	22	勝央町		
7	総社市	15	浅口市	23	奈義町		
8	高梁市	16	和気町	24	西粟倉村		

- (2) 回答事項のない調査欄には、記入確認のために「なし」、「0」、斜線等を記入する。
- (3) 各調査票への行列の挿入及び削除は行わない。また、記入しきれないものについては、調査表をコピーして利用するものとする。様式の変更は極力控え、フォントの大小や縮小、折り返し等を活用して記入する。
- (4) 各調査票中（各シート内）において色の付いたセルは入力欄（自動計算するセルも有り）であり、緑色以外のセルは、同一色のセルに同一回答が記入されることを示しているため、各調査票ごとに同一色のセルの回答は一致させること。
- (5) 各調査表以外に別添資料を添付する場合は、該当の調査票に「別添資料有り」と表記する。

6 記入要領

(1) 様式1 (家庭教育に関する事項)

- ア 本年度に実施した家庭教育に関わる事業の講座数等実績を記入する（親育ち応援学習プログラムを含む）。「Web等」については、各事業・講座をWeb会議システムやオンライン動画で配信したもののほか、ケーブルテレビなど各種通信手段を利用し、遠隔で事業・講座に参加した者が1名以上いた事業数・講座数の内数として記入する。
- イ 「その他」に該当する開催主体や学習内容等は（ ）に具体名を記入する。複数の場合は、「〇〇等」と記入する。
- ウ 講座の対象者、開設場所等が複数にわたるものは、最も該当する区分一か所に記入する。
- エ 3には、親育ち応援学習プログラムのみについて、開催場所別に実施回数を記入する。
(例) 幼稚園の年少組・年長組それぞれで実施→2回でカウントする。
- オ 教育委員会の総事業費には、国費・県費・市町村費を含む。

(2) 様式2 (PTA地域活動事業に関する事項)

- ア 様式2には、市町村費事業として行われる管内PTA団体の活動について記入する。
- イ 様式2において、PTA団体数とは、1事業に対して活動を行う団体数を指す。基本的には、学校単位で組織されている団体を指す。単位PTAの規模が小さいために合同によるPTAを組織し、1事業において活動を行った場合、または複数のPTA団体が連合したり、市町村内のPTAが連合したりして1事業において活動した場合も、活動に参加した単位PTAの数を記入する。

(3) 様式3 (女性団体の状況に関する事項)

- ア 様式3の2には、「地域婦人会(団体)」以外の女性団体等で会則・規則を有し、定期的に活動しているものを記入する。

(4) 様式4 (公民館活動状況に関する事項)

- ア 特色ある公民館活動について2つ記入すること。
- イ 区分には、プルダウンの中にあるリスト「他機関・団体等との連携事業」「家庭教育・子育て支援に係る事業」「地域の教育力向上に係る事業」「『地域理解につながる学習』の事業」「『地域デビュー』に関わる事業」「その他」より、該当のものを選択する。

【回答基準】

「地域理解につながる学習」とは、地域に対する理解を深めることを目的とする学習であり、地域の歴史・文化・産業・自然・地域課題・環境問題・安全・安心・子育て等の地域に関わる全ての学習を指す。趣味・教養の講座のように「地域理解」が直接の事業目的でない場合でも、講座の中で参加者の地域理解につながる要素があるものは全て対象とする。

「地域デビュー」とは、これまで地域での活動に参加した経験が少なかった人に対し、地域社会への参加・参画を促す事業等を指す。

(5) 様式5 (図書館活動状況に関する事項)

- ア 市町村内に図書館が複数ある場合は、中央図書館で取りまとめて記入してもよい。
記入例：〇〇市中央図書館（〇〇市△△図書館、〇〇市□□・・・）
- イ 様式5-1の1「ボランティア」とは、自館を活動拠点にしているボランティア団体の情報ではなく、自館で募集しているボランティアを記入する。

(6) 様式6 (博物館活動状況に関する事項)

- ア 博物館法第2条及び第29条に規定する施設（登録博物館及び博物館相当施設）についての

み記入する。また、開館日数、入館者数については、令和3年1月～12月で記入する。なお、複数の施設がある場合は様式をコピーして記入する。

(7) 様式7 (生涯学習への取組状況に関する事項)

ア 様式7-1 (4)において、生涯学習を推進するに当たっての基本計画等とは、生涯学習振興法等に規定する、生涯学習・社会教育の振興のための基本計画・構想等の生涯学習に資する計画で、次の(ア) (イ)を満たしたものについて記入する。なお、教育基本法第17条第2項に規定する「教育振興基本計画」で同様の内容を有するものを含むが、地方自治法第2条第4項に規定する自治体の「総合計画」は含まない。

(ア) 一定の期間をもった計画等であること

(イ) 単年度の重点施策のまとめ等でないこと

イ 様式7-2 (19)において、「生涯学習人材バンク」とは、住民の生涯学習・社会教育に資する知識や技能を持った個人・団体等を取りまとめたものを指す。

ウ 様式7-3において、「障害のある人」とは、障害者基本法に規定された人を指す。

(参考：障害者基本法第2条1号「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」)

オ 様式7-4の(1)において、「地域に対する理解を深める学習機会の充実を図る事業」とは、地域の歴史や文化、産業、自然、地域課題等の学習を通じた地域への理解を図る事業を指す。

カ 様式7-4の(2)において、「地域社会に参加・参画するプログラムの充実を図る事業」とは、これまで地域での活動に参加した経験が少なかった人が地域社会に参加・参画できるように促す事業を指す。